

インターネット上の誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>、差別等による人権侵害の防止に関する条例（案）

インターネットを利用して相互に交流を図ることができるサービス等の普及により、私たちは自らの意見を自由に発信し、多くの人々とのコミュニケーションを図り、情報を共有することができるようになった。その一方で、インターネット上の誹謗中傷、プライバシーを侵害する情報及び差別的言動の発信、拡散等による人権侵害が跡を絶たず、深刻な社会問題となっている。

他者を貶め、傷つける行為は、いかなる場合であっても決して許されるものではない。私たち一人ひとりがこの認識の下に、誰もがインターネット上の人権侵害の被害を受け、又は生じさせてしまうことのないよう、インターネットの利用に関するリテラシーの向上を図り、表現の自由に配慮しつつ、社会全体でインターネット上の人権侵害の防止に取り組むとともに、人権侵害による被害を受けた者に対する支援を行う必要がある。

ここに、インターネット上の人権侵害に関し、県、県民、事業者及び市町の責務を明らかにするとともに、県が実施する基本的施策を定めることで、人権侵害を許さない、全ての人の人権が尊重される社会を実現するため、この条例を制定する。

（定義）

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 人種等の属性 人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向をいう。）、ジェンダーアイデンティティ（同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。）その他の属性をいう。

(2) 人権侵害情報 次に掲げるものを含む言動その他の言動により他人の権利を侵害すると認められる情報をいう。

ア 誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>

イ 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの

ウ 人種等の属性を理由としてする侮辱又は人種等の属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発すると認められるもの（以下「不当な差別」という。）

(3) 人権侵害行為 特定電気通信（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。）により人権侵害情報を流通させることをいう。

(4) 特定個人 県内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(5) 集団 特定個人により構成される集団をいう。

（県の責務）

第2条 県は、国及び市町との連携を図りつつ、人権侵害行為の防止に関する施策及び人権侵害行為により被害を受けたとする者（以下「被害者」という。）の支援に関する施策（以下「人権侵害行為防止・被害者支援施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

（県民の責務）

第3条 県民は、人権侵害行為は許されないと認識を深め、これを行わないようにするとともに、国、県及び市町が実施する人権侵害行為防止・被害者支援施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、人権侵害行為の防止及び被害者に対する支援の必要性についての理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、国、県及び市町が実施する人権侵害行為防止・被害者支援施策に協力するよう努めなければならない。

(市町の責務)

第5条 市町は、国及び県との連携を図りつつ、その地域の実情に応じ、人権侵害行為防止・被害者支援施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(啓発等)

第6条 県は、県民及び事業者の人権尊重の理念に対する理解の促進及び特定電気通信の利用に関するリテラシーの向上を図るため、人権侵害行為の防止に関する啓発、教育その他必要な施策を実施するものとする。

(相談及び支援)

第7条 県は、被害者の心理的負担の軽減等を図るため、人権侵害行為に関する相談体制を整備するものとし、必要に応じて、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 特定電気通信役務提供者（法第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）に対し、特定電気通信により流通する人権侵害情報を削除する措置（以下「削除措置」という。）を講ずるよう申出を行う方法その他必要な情報の提供及び助言

(2) 相談の内容に応じた専門的な知識又は技能を有する者の紹介

(3) 前2号に掲げるもののほか、被害者の心理的負担の軽減等を図るために必要な支援

(人権侵害情報の収集等)

第8条 県は、特定電気通信により流通する人権侵害情報（不当な差別が含まれるものに限る。以下本条及び次条において同じ。）であって、集団又は県内の特定の地域に関するものを把握するため、人権侵害情報の収集その他必要な措置を講ずることができる。

2 県は、前項の措置により把握した人権侵害情報について、必要があると認める場合は、国、市町、特定電気通信役務提供者その他関係機関に対し、情報提供その他必要な措置を講ずることができる。

(削除措置の要請)

第9条 知事は、次に掲げる場合に、特定電気通信役務提供者に対し、削除措置を講ずるよう要請することができる。

(1) 特定個人若しくは集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報が特定電気通信により流通していることが明らかであり、その流通によって自己の権利を侵害されたとする者からの申出があった場合（当該者が特定電気通信役務提供者に対し、削除措置を講ずるよう申出を行ってもなお措置が講じられていない場合に限る。）

(2) 前条第1項の措置により人権侵害情報を把握した場合

(指導又は助言)

第10条 知事は、前条の規定による要請を行ってもなお削除措置が講じられていない場合で、人権侵害行為を行った者が明らかであり、必要があると認めるときは、当該者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

- 2 知事は、前項の指導又は助言を行おうとするときは、あらかじめ、当該人権侵害行為を行った者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(削除措置の要請等の基準)

第11条 知事は、第9条の規定による要請及び前条の規定による指導又は助言については、別に定める基準に基づき行うものとする。

- 2 知事は、前項の基準を定めるに当たっては、表現の自由その他の国民の権利に配慮するものとする。

- 3 知事は、第1項の基準を定めたときは、遅滞なく、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(削除措置の要請等の状況の公表)

第12条 知事は、毎年度1回、次に掲げる事項について、公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 第9条の規定による削除措置の要請に係る前年度の実施状況
- (2) 第10条第1項の規定による指導又は助言に係る前年度の実施状況
- (3) その他知事が必要と認める事項

(行財政上の措置等)

第13条 県は、人権侵害行為防止・被害者支援施策を推進するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和8年 月 日から施行する。